

## 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者とは

(労働安全衛生法 第14条、同法施行令第6条第18号)

作業に従事する労働者の身体が特定化学物質等に汚染されないよう、また吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮する、局所排気装置等の装置を点検する、保護具の使用状況を監視すること等が厚生労働省令で定められており、重要な役割を担っています。

### 【講習内容】

| 区 分 | 講 習 科 目            | 講習時間 |
|-----|--------------------|------|
| 学 科 | 健康障害及びその予防措置に関する知識 | 4時間  |
|     | 作業環境の改善方法に関する知識    | 4時間  |
|     | 保護具に関する知識          | 2時間  |
|     | 関係法令               | 2時間  |
|     | 修了試験               | 1時間  |

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

### 【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。